

社団法人 日本建築積算協会東北支部 規程

(名 称)

第 1条 この支部は、社団法人 日本建築積算協会東北支部と称する。

(事 務 所)

第 2条 この支部は、事務所を仙台市に置く。

(支部の地域)

第 3条 支部の地域は、東北6県(青森県・岩手県・秋田県・山形県・宮城県・福島県)とする。

(所属会員)

第 4条 この支部は、社団法人日本建築積算協会会員のうち、支部の地域に勤務または在住する会員をもって組織する。

(事 業)

第 5条 この支部は、社団法人日本建築積算協会定款(以下定款という)に定める目的達成のため、必要な事業を行う。

(役 員)

第 6条 この支部に、次の役員を置く。

| | |
|-------|-------------------------------|
| 支部長 | 1名 |
| 副支部長 | 6名(支所長兼務含む)以内 |
| 県代表役員 | 6名以内 |
| 支部役員 | 15名以上40名以内(支部長、副支部長、県代表役員を含む) |
| 会計監事 | 2名 |

(役員を選任)

- 第 7条
- 1) 支部役員及び会計監事は、定款第15条に準じ、支部所属正会員の中から支部総会において選任する。
 - 2) 役員選任細則は、別に定める。

(役員の仕事)

- 第 8条
- 1) 支部長はこの支部を代表し、この支部の会務を総理する。また、支部の総会及び役員会を招集する。
 - 2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時は、あらかじめ支部長の指名した順序によりその職務を代行する。
 - 3) 県代表役員は担当県の会員を代表し、担当県における支部の会務を遂行する。
 - 4) 支部役員は支部役員会を組織し、支部長の指名により分担して会務の処理及び事業を執行する。
 - 5) 会計監事は、この支部の収支予決算を監査する。

(役員任期)

- 第9条
- 1) 支部役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない
 - 2) 支部役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を遂行しなければならない。
 - 3) 補選又は増員により選任された支部役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員辞任及び解任)

- 第10条
- 1) 支部役員が緊急やむを得ず辞任するときは、支部役員会又は代表役員会で承認の上、支部長がこれを受理する。
 - 2) 支部役員の解任については、定款第18条を準用する。

(役員補選)

- 第11条
- 支部役員に欠員が生じ、支部役員会もしくは代表役員会で必要と認めたときは第7条に準じて補選する。

(役員報酬)

- 第12条
- 役員は無給とする。ただし必要経費、旅費その他実費については、別に定める支部細則により支給することができる。

(顧問)

- 第13条
- 1) この支部に顧問を置くことができる。
 - 2) 顧問は支部役員会もしくは代表役員会の推薦により、支部長がこれを委嘱する。
 - 3) 顧問は支部長の諮問に応じ、意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。
 - 4) 顧問は第9条第1項及び第10条を準用する。この場合において、これらの規程中「支部役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

(支部総会)

- 第14条
- 1) 支部通常総会は毎年1回、会計年度終了後1ヶ月以内に開催する。
 - 2) 支部通常総会は、支部役員会もしくは代表役員会が必要と認め招集の請求をしたとき、又は支部所属正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により請求があったとき、並びに会計監事から請求があったときに開催する。
 - 3) 支部総会の招集にあたってはその日時、場所、審議すべき事項を記載した書面により、少なくとも開催日の7日前までに支部所属正会員に通知しなければならない。
 - 4) 支部総会は支部所属正会員の過半数(委任状提出者は出席したものとみなす)の出席がなければ成立しない。
 - 5) 支部総会の議長は、出席正会員の中から選任する。

(支部役員会)

- 第15条
- 1) 支部役員会は支部役員をもって構成し、この支部の会務を評議決定する。
 - 2) 支部役員会は、支部役員の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 3) 支部役員会の議長は、支部長がこれにあたる。
- 4) 支部役員会の議事は、出席支部役員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5) 会計監事及び顧問は、支部役員会に出席して意見を述べることができる。

(代表役員会)

- 第16条
- 1) 支部長は必要に応じ、支部役員会に代えて代表役員会を招集することができる。但し、審議内容、結果等については、支部役員会の承認を得なければならない。
 - 2) 代表役員会は支部長、副支部長、県代表役員により構成する。
 - 3) 代表役員会は前第15条を準用する。

(委員長会議)

- 第17条
- 1) 支部長は緊急やむを得ない場合、支部役員会、代表役員会に代えて委員長会議を招集することができる。但し、審議内容、結果等については、支部役員会の承認を得なければならない。
 - 2) 委員長会議は支部長及び副支部長で構成し、第15条を準用する。

(委員会)

- 第18条
- 1) 支部の会務を執行し事業を推進実行するため、常置委員会を設ける他、必要に応じて特別委員会を設置することができる。
 - 2) 常置委員会の委員長は、副支部長が分担して兼務する。
 - 3) 常置委員会及びその所掌業務は次の通りとする。

総務・財務委員会

- ・支部総会、支部役員会、代表役員会等会議に関する事。
- ・諸規程に関する事。
- ・予決算、出納、会計管理等支部財務に関する事。
- ・他の委員会の所掌に属さない事項。

会員・広報委員会

- ・関連諸団体との交流に関する事。
- ・支部会員名簿に関する事。
- ・親睦会、会員交流会、見学会等会員に関する事。
- ・広報並びに支部報の企画、編集、発行に関する事。

教育・講習委員会

- ・研修会、講習会等に関する事。
- ・建築積算教育に関する事。

資格制度委員会

- ・建築積算資格者及び建築コスト管理士の資質向上に関する事項、並びに検定、登録に関する事。

事務所委員会

- ・建築積算専門事務所に関する事。

(支 所)

- 第19条
- 1) 支部長が必要と認め、支所を設立又は廃止しようとする場合、支部役員の議決及び

社団法人日本建築積算協会理事会(以下理事会という)の承認を得て、支所を設け又は廃止することができる。

- 2)支所に秋田支所を設ける。支所の地域は秋田県内とし、同県内に勤務又は在住する会員で構成する。
- 3)支所は支部と密接な連携を保ち、会員相互の協調をはかると共に、その地域における本会事業を推進する。
- 4)支所に支所長1名(副支部長兼務)を置く。又必要に応じ副支所長及び幹事若干名を置くことができる。任期はいずれも2年とし、再任を妨げない。
- 5)支所長は支所会員の推薦により、支部役員会の議決を経て支部長がこれを委嘱し、副支所長及び幹事は、支所長がこれを委嘱する。
- 6)支所長は支所を代表し、この支所の会務を総理する。副支所長は支所長を補佐し、支所長に事故ある時はその職務を代行する。幹事は支所長の指名に基づき職務を分掌する。
- 7)支所の経理は支部の経理に含むものとする。

(規程の準用及び変更)

- 第20条
- 1)この規程に定められていない事項については、本会の定款、規則を準用し、その定めがないときには支部総会において決定し、必要に応じ理事会の承認を得るものとする。
 - 2)この規程を変更しようとするときは、支部総会で議決のうえ、理事会の承認を得なければならない。

(附 則)

この規程は平成19年4月26日の支部総会決議に基づき、理事会の承認を得た日より施行する。

| | |
|-----------------|----------------|
| 昭和54年 11月26日 制定 | 平成 7年 4月20日 改正 |
| 昭和56年 4月 1日 改正 | 平成10年 4月21日 改正 |
| 昭和57年 4月 1日 改正 | 平成11年 4月23日 改正 |
| 平成 1年 4月 1日 改正 | 平成18年 4月19日 改正 |
| 平成 4年 4月21日 改正 | 平成19年 4月26日 改正 |